

<報道発表資料>

.....
カテゴリー：県政一般

令和 5年 9月 8日

川口市長が行った食品表示法に基づく是正指示について —牛肉の不適正表示による食品表示法違反—

本日、川口市は、牛肉の原産地について事実と異なる表示をしていた次の事業者に対し、食品表示法に基づく表示の是正等を指示しました。

※県は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により、食品表示法に関する事務の権限を川口市に移譲しています。

1 事実と異なる表示をしていた事業者

名称：有限会社ホリショウ
所在地：川口市新井町26番15号

2 違反の内容

牛肉について、食品表示法に定められた食品表示基準に違反する表示を行っていた。
(詳細は別添の川口市発表資料を参照)

3 指示の内容

食品表示基準に従って適正な表示に是正し販売すること。
原因の究明・分析を徹底し再発防止策を実施し、食品表示制度の遵守を徹底すること等。
(詳細は別添の川口市発表資料を参照)

4 問い合わせ先

当該事業者への是正指示に関すること

川口市産業振興課 工業振興係 水沼、北川
電話：048-259-9019 (直通)

食品表示法に関すること

農林部農産物安全課 総務・食品品質表示担当 岡田、鶴谷
電話：048-830-4115・4110 (直通)



令和5年9月8日

産業振興課

有限会社ホリショウにおける 牛肉の不適正表示に対する措置について

川口市は、有限会社ホリショウ（川口市新井町26番15号。以下「ホリショウ」という。）が、生鮮食品である「牛肉」の原産地について食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）に違反する表示を行っていたことを確認しました。

このため、令和5年9月8日、ホリショウに対し、法第6条第1項の規定に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

1 経過

令和5年3月8日から8月17日までの間、ホリショウに対し、法第8条第1項及び第2項の規定に基づく立入検査を実施した結果、牛肉の原産地について、九州産和牛以外の和牛を使用していたにもかかわらず、事実と異なる「九州産」と表示し、少なくとも令和4年3月から12月までの間に1,204.55kgを、業務用生鮮食品として外食事業者に販売したことを確認しました。上記の行為は、基準第28条において準用する基準第23条第1項第9号の規定に違反するものです。

2 措置

ホリショウに対し、以下の内容の指示を行いました。

- （1）販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- （2）販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の欠如並びに表示内容の認識とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。

- (3) (2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にし、食品表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) 全役員及び全従業員に対して、食品表示制度について啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1) から(4)までに基づき講じた措置について、令和5年10月10日(火)までに書面により川口市長宛て提出すること。

添付資料

別紙 食品表示法(抜粋)、食品表示基準(抜粋)

参考 有限会社ホリショウの概要

※当該食品関連事業者については、本件に関連して、関東農政局において牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)に基づく勧告がなされています。

問い合わせ 産業振興課工業振興係 (直通電話) 048-258-1617
--

食品表示法(平成 25 年法律第 70 号) (抜粋)

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
2～6 [略]

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 [略]

食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号) (抜粋)

(表示禁止事項)

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一～八 [略]

九 前七号に規定するもののほか製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 [略]

(表示禁止事項)

第二十八条 食品関連事業者が販売する業務用生鮮食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。

参考

有限会社ホリショウの概要

法人番号	8011402018092
法人名	<small>ゆうげんがいしゃ</small> 有限会社ホリショウ
代表者	代表取締役 <small>ほりうち とよひろ</small> 堀内 豊弘
本店	<small>さいたまけんかわぐちしあらいちよう</small> <small>ほん ごう</small> 埼玉県川口市新井町26番15号
設立	平成16年5月20日
資本金	600万円
業務内容	1. 食肉の仕入れ・卸・加工・販売 2. 前各号に付帯する一切の業務

※登記簿（法人番号は国税庁公表サイト）等より抜粋